

■目次■

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 教育組織
- 第 3 章 職員組織
- 第 4 章 会議及び委員会
- 第 5 章 学年、学期及び休業日
- 第 6 章 修業年限及び在学年限
- 第 7 章 入学
- 第 8 章 授業科目、履修方法及び単位認定等
- 第 9 章 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び再入学
- 第 10 章 卒業及び学位
- 第 11 章 賞罰
- 第 12 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生
- 第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等
- 第 14 章 公開講座
- 第 15 章 雑則
- 附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 東京情報デザイン専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、情報学に関わる学術の教授及び研究を行うとともに、産業界との連携により、実践的かつ創造的な能力を備え、高い素養と倫理観をもった職業人を育成し、社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究水準の向上に資することを目的に、文部科学大臣が認証する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公開)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により、積極的に情報を公開するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 4 条 本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修等を実施するものとする。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 教育組織

(学部・学科)

第 5 条 本学に次の学部・学科を置く。

情報デザイン学部 情報デザイン学科

(学部の目的)

第 6 条 情報デザイン学部は、情報に関する専門知識や情報技術を社会の需要につなげるために実践的かつ創造的に活用できる能力を身につけた人材を養成し、社会に貢献することを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第 7 条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

<情報デザイン学部 情報デザイン学科> 入学定員 160 名 収容定員 640 名

(図書館及び附属施設等)

第 8 条 本学に図書館を置く。

- 2 必要に応じて附属施設等を置くことができる。
- 3 図書館及び附属施設等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 9 条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 職員組織

(職員)

第 10 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授、准教授、講師及び助教は、学部において、教育研究に従事する。
- 7 助手は、学部において、教育研究の実施に必要な業務に従事する。
- 8 事務職員は、総務、経理等の事務に従事する。
- 9 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
- 10 職員に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 会議及び委員会

(大学運営会議)

第 11 条 本学に、大学運営に関する重要事項を審議するため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 12 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 13 条 大学全体に関する事項について、必要な検討を行う委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第 14 条 本学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 15 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 16 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月第 4 週又は第 5 週のうち、毎年度において学長が定める日まで
後学期 前学期最終日の翌日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができるものとする。この場合において、前学期の前半を第 1 ターム、後半を第 2 ターム、後学期の前半を第 3 ターム、後半を第 4 タームとする。

(授業期間)

第 17 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(休業日)

第 18 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 各年度の休業日については、大学運営会議の意見を聴いて、学年の初めまでに学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、大学運営会議の意見を聴いて、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第 19 条 修業年限は 4 年とする。

2 学生は、8 年を超えて在学することができない。ただし第 26 条の規定により入学した者は、同条により決定された在学すべき年数の倍に相当する年数（その年数に端数が生じたときは、これを切り捨てた年数）を超えて在学することができない。

3 ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 20 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いて、学長が在学年限を上限としてその計画的な履修を認めることがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 入学

(入学の時期)

第 21 条 入学時期は、原則として学年の始めとする。ただし、学長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(入学資格)

第 22 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学出願手続)

第 23 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出し、所定の入学検定料を納付しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第 24 条 入学志願者に対しては、学力試験及びその他の方法により選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 25 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 前条及び本条第 1 項に定める手続きその他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。ただし、一旦納付した入学金は、返還しない。

(編入学、転入学、再入学)

第 26 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次へ入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は大学に 1 年以上在籍し所定の単位を修得した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(4) 高等学校の専攻科のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者

第 8 章 授業科目、履修方法及び単位認定等

(授業科目の区分)

第 27 条 本学の授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とする。

2 各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成する。

(授業科目及び単位数)

第 28 条 授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(卒業単位数)

第 29 条 卒業に必要な修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。

(履修の方法)

第 30 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合がある。

3 学生は学科の教育課程の定めるところに従い、各授業科目を必修又は選択履修しなければならない。なお、履修しようとする授業科目については、毎学年所定の期間内に届け出ることとする。

(単位の計算方法)

第 31 条 各授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業時間をもって 1 単位とする。

(3) (1) の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法を併用して授業を行う場合は、その組合せに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定方法)

第 32 条 授業科目を履修し、各授業時数の 3 分の 2 以上出席したうえで、単位認定試験に合格した者には、単位を与える。

(成績の評価)

第 33 条 授業科目の成績評価は、S (90 点以上)、A (89 点から 80 点)、B (79 点から 70 点)、C (69 点から 60 点)、D (59 点以下) とし、S,A,B,C を合格、D を不合格とする。ただし、学長が必要と認めるときは、これら以外の表記で成績を表すことができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 34 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた

教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 35 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目履修等により修得した単位を含む)を、本学に入学した後に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30 単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 34 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び前条第 1 項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 9 章 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第 37 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 1 ヶ月以上修学することができないときは、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 前項の願い出があったときは、学長は教授会の意見を聴いてこれを許可する。

3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学の期間は、継続して 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、学長の許可を得て更に 1 年間に限り、期間を延長することができる。

5 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

6 休学の期間は、これを在学年数に算入しない。

(復学)

第 38 条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長に願い出てその許可を得て復学することができる。

(転学)

第 39 条 本学から他の大学に転学を志願する者は、学長に願い出てその許可を得て転学することができる。

(留学)

第 40 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に願い出てその許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 19 条に定める修業年限に含めることができる。

(退学)

第 41 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促した期日までになお納付しない者
- (2) 第 19 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 37 条第 4 項に定める休学期間を超えた者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第 43 条 第 41 条、第 42 条第 (2) 号及び第 (3) 号の規定により退学した者が再入学を志願したときは、学年始めに限り、選考のうえ学長がこれを許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、修業年限及び既履修科目等の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 卒業及び学位

(卒業)

第 44 条 本学に 4 年以上在学し、別表第 1 に定める所定の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 前項による卒業認定は、学年末に行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度学期末にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第 45 条 前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。

情報学士(専門職)

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 46 条 学生で学術、社会活動等において顕彰な功績があり、学生の範とされ、また本学の評価を高めた者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 47 条 懲戒は、次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- (1) 法律及び本学の規則に違反した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (4) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の手続きについては、学長がこれを別に定める。

第 12 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 48 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 49 条 本学の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合限り、選考のうえ、聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第 50 条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定に基づき、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、特別聴講生として受講を許可することがある。

2 特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 51 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 52 条 入学検定料、入学金及び授業料等の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 入学検定料、入学金及び授業料等は、別に定める指定期日までに納付しなければならない。なお、入学検定料、入学金及び授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者及び復学者の授業料等)

第 53 条 休学する者の授業料等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 年度途中で休学する者の場合、学籍管理料の納付は要さない。なお、既納の授業料等の返還は行わない。

(2) 新年度から休学する者の場合、学籍管理料を指定期日までに納付しなければならない。なお、復学時には当該年度の授業料等を支払うものとし、学籍管理料は相殺する。

2 学籍管理料の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 休学者及び復学者の授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(留学者の授業料等)

第 54 条 留学する者の授業料等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 年度途中で留学する者の場合、学籍管理料の納付は要さない。なお、既納の授業料等の返還は行わない。

(2) 新年度から留学する者の場合、学籍管理料を指定期日までに納付しなければならない。なお、復学時には当該年度の授業料等を支払うものとし、学籍管理料は相殺する。

2 留学者に関する授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

(退学者及び停学者の授業料等)

第 55 条 学期の途中で退学、停学、除籍された者も、その学年の授業料等を納付しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第 56 条 特別の事情がある者については、別に定めるところにより、入学検定料、入学金及び授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等の取扱い)

第 57 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学予定者が、入学予定の前年度の 3 月 31 日までに入学辞退を願い出た場合については、入学検定料、入学金以外の授業料等を返還する。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生、聴講生及び特別聴講生の検定料、入学料及び授業料)

第 58 条 科目等履修生、聴講生及び特別聴講生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 59 条 本学は、社会人の能力向上並びに社会変革に応じた生涯学習の振興に資するため、広く一般市民のための公開講座等を開講することができる。

第 15 章 雑 則

(雑則)

第 60 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 61 条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第28条、第29条関係)

		授業科目及び単位数			卒業要件及び履修方法	
科目区分	授業科目の名称	単位数		授業形態		
		必修	選択	実験 実習		
基礎科目	数学 (線形代数)	2			選択科目2単位 選択科目は左記条件を満たし、かつ合計10単位以上になるように選択する	
	数学 (微分積分)	2				
	物理 (力学)		2	-		
	数学 (確率・統計)		2			
	物理 (電子回路)		2			
	論理学		1			
	情報リテラシー		2			
	現代社会学		2			
	科学技術フロンティア		2	-		
	企業経営のための経済学基礎		2			
	異文化理解		2			
	アカデミックスタディ	1				
	ウェルネス		1			
	脳と心のしくみ入門		2			
	キャリアデザインI	2		-		
	キャリアデザインII	2				
	ビジネスコミュニケーション	1				
	キャリアデザインIII		1			
	色彩構成基礎		2			
	ビジュアル表現基礎		2			
ビジュアルコミュニケーション基礎		1	-			
造形表現基礎		2				
音楽表現基礎		1				
コミュニケーション英語I			1			
コミュニケーション英語II			1			
コミュニケーション英語III			1	-		
コミュニケーション英語IV			1			
コミュニケーション英語V			1			
職業専門科目	コンピュータ基礎	1			選択科目29単位以上(実習科目40単位以上を含む)	
	Cプログラミング	2		○		
	Pythonプログラミング	2		○		
	情報デザイン基礎	2				
	情報数学 (情報・符号理論)	2				
	プログラミング応用		2	○		
	Linux演習		1			
	セキュリティ基礎	1				
	情報関連法規と情報倫理	1				
	情報システム基礎	2				
	技術英語	1				
	インターネット技術概論	2				
	Web技術	1		○		
	人工知能	2				
	スクリプトプログラミング		1			
	信号処理		1			
	アルゴリズム		2			
	オペレーティングシステム		1	○		
	数値計算		1			
	制御システム		1			
コンピュータアーキテクチャ		1				
プログラム言語処理系		1				
通信とネットワーク		2				
データベース構築技術		1	○			
ヒューマンファクタ		2				

展 開 科 目	事業戦略	2			選 択 科 目 4 単 位	必 修 科 目 + 選 択 科 目 4 3 単 位 以 上 を 選 択 す る こ と (実 習 科 目 4 0 単 位 以 上 を 含 む)
	マーケティング	2				
	アカウントティング	2				
	リーダーシップとチームビルディング	2				
	イノベーション戦略	2				
	IT産業とイノベーション	2				
	ビジネスプランニング	1				
	人的資源と組織論		1			
	オペレーションズマネジメント		1	-		
	プロジェクトマネジメント		1			
	ファイナンス		1			
	知財戦略		1			
	国際標準		1			
	クロステック研究A	1				
クロステック研究B	1					
クロステック研究C	1					
総合科目	ビジネスデザイン I	2		○	-	
	ビジネスデザイン II	4		○		
卒業要件単位数 (実習科目40単位以上を含む)			130単位以上			

※本学に4年間以上在学し、必修科目87単位(うち実習科目37単位)、選択科目43単位以上(うち実習科目3単位以上)、計130単位以上(うち、実習科目40単位以上)を修得し、ビジネスデザイン I・IIに合格した者に対し学位を授与する。

※履修モデルごとに必ず単位を取得すべき科目として「コア科目」については、履修要綱などで別途定める。なお、「コア科目」が未履修の場合、卒業要件を満たさない。

※履修制限:1学期ごとの履修単位数の上限は、原則24単位(1タームごとに12単位、年間48単位)とする。(集中科目は除く)

別表第2 (第52条、第53条関係)

入学検定料、入学金及び授業料等

事 項	金 額
入学検定料	30,000円
入学金	100,000円
授業料等 (年間)	
授業料	1,200,000円
施設設備費	150,000円
実験実習費	
(1年次)	100,000円
(2~4年次)	200,000円
教育充実費	200,000円

学籍管理料

事 項	金 額
学籍管理料	100,000円

（目的）

第1条 この規程は、東京情報デザイン専門職大学学則第12条第2項の規定に基づき、教授会の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 教授会は次の委員をもって構成する。

- (1) 専任の教授
- (2) 事務局長
- (3) その他学長が必要と認める教職員

（招集及び議長）

第3条 学部長は、教授会を招集し、議長となる。

- 2 学部長に事故があるとき、又は学部長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した学部長代理が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 定例教授会は、休業期間中を除き、原則として月1回開催する。
- 4 臨時教授会は、学長が必要と認めるとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

（定足数及び議決）

第4条 教授会の定足数は、構成員の3分の2以上とし、議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 休職中の者その他長期にわたって出席できない者は、前項の定足数から除く。
- 3 議長は、教授会構成員に直接の利害関係のある事項について審議するときは、当該構成員の退席を求めることができる。

（審議事項）

第5条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(非構成員の出席)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、非構成員を出席させ意見を求めることができる。

(委員会の設置)

第 7 条 教授会は、専門の事項について審議する必要があるときは、専門的知見を持った教員から構成される委員会を置くことができる。

2 前項の委員会について、必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第 8 条 人事に関する事項及び個人情報に関する事項の審議内容については、秘密を濡らしてはならない。

(議事録)

第 9 条 教授会の議事の要旨を記録して、次回の教授会で確認を得るものとする。ただし、前条に定める事項の議事録は公開しない。

(事務)

第 10 条 教授会の事務は、事務局総務部総務課においてこれを行う。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。